

# 公害紛争処理手続の電子化について

平成27年1月30日

# (1) 現状

書面の電子的な提出は認められていないが、ファクシミリによる提出については、民事訴訟規則の改正を参考に、平成9年に委員会規則を整備している。

- ファクシミリによる提出が認められる書面  
準備書面、証拠申出書等の書面
  
- ファクシミリによる提出が認められない書面
  - ア 手数料を納付しなければならない申請又は申立てに係る書面(申請書、証拠保全申立書等)  
ファクシミリでは手数料納付のための印紙の貼付ができないことや、仮に印紙の追完を認めるとした場合事務処理が煩雑になることによる。
  
  - イ 手続の開始、続行、停止又は完結をさせる書面(参加申立書、義務履行勧告申出書、受継申立書、申請取下げ書等)  
手続上重大な効果を生じさせる書面であることから、申立ての有無、申立てのされた時期、申立ての内容等について明確を欠く点が生じ、争いが生ずることがないようにするため。
  
  - ウ 重要な事項を証明する書面(委任状、代表当事者選定書、資格証明書等)  
証明する事項が手続上重要なものであることによる。

## ◎公害紛争の処理手続等に関する規則(昭和47年公害等調整委員会規則第3号)

(ファクシミリを利用した書面の提出)

第24条の2 中央委員会又は裁定委員会に提出すべき書面は、次に掲げるものを除き、ファクシミリを利用して送信することにより提出することができる。

- 一 法第四十五条の規定により手数料を納付しなければならない申請又は申立てに係る書面
  - 二 その提出により裁定の手続の開始、続行、停止又は完結をさせる書面(前号に該当する書面を除く。)
  - 三 法定代理人、手続をするのに必要な授權又は法第二十三条の二第一項の代理人の権限を証明する書面  
その他の裁定の手続上重要な事項を証明する書面
- 2 ファクシミリを利用して書面が提出されたときは、中央委員会が受信した時に、当該書面が中央委員会又は裁定委員会に提出されたものとみなす。
- 3 中央委員会又は裁定委員会は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、提出者に対し、送信に使用した書面を提出させることができる。

第38条の4 準備書面を裁定委員会に提出する当事者は、当該準備書面について、第三十八条第一項の期間において、又は同条第四項の期間内に、直送(当事者の相手方に対する直接の送付をいう。以下同じ。)をしなければならない。

- 2 前項の規定による準備書面の直送を受けた相手方は、当該準備書面を受領した旨を記載した書面について直送をするとともに、当該書面を裁定委員会に提出しなければならない。
- 3～4 略
- 5 第一項又は第二項の規定による直送は、直送をしなければならない書面の写しの交付又はファクシミリを利用したの送信によつてする。

民事訴訟法や、これを受けた最高裁規則等にも電子情報処理組織による申立て等に関する規定がある。

○ 民事訴訟法第132条の10の規定

(第1項) 法令の規定により書面等により行う申立て等について、最高裁判所の定める裁判所に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織を用いて行うことができるとされている。

◎民事訴訟法(平成8年法律第109号)

第132条の10 民事訴訟に関する手続における申立てその他の申述(以下「申立て等」という。)のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。)をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの(当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。)については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と申立て等をする者又は第三百九十九条第一項の規定による処分の告知を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第三百九十七条から第四百一条までにおいて同じ。)を用いてすることができる。ただし、督促手続に関する申立て等であって、支払督促の申立てが書面をもってされたものについては、この限りでない。

**(第2項)** 電子情報処理組織を用いて行われた申立て等について、書面等をもってされたものとみなすとされている。

2 前項本文の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

**(第3項)** 電子情報処理組織を用いて行われた申立て等について、裁判所の電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに到達したものとみなすとされている。

3 第一項本文の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

**(第4項)** 申立て等に署名等が求められているものについては、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする代替措置を講じることとされている。

4 第一項本文の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等(署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。)をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

**(第5項) 電子情報処理組織を用いて行われた申立て等について、裁判所は、ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならないこととされている。**

5 第一項本文の規定によりされた申立て等(督促手続における申立て等を除く。次項において同じ。)が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

**(第6項) 訴訟記録の閲覧等は、第5項の規定により出力された書面をもって行うこととされている。**

6 第一項本文の規定によりされた申立て等に係る第九十一条第一項又は第三項の規定による訴訟記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付(第四百一条において「訴訟記録の閲覧等」という。)は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

## ○ 最高裁判所規則等の規定

電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立て等の方式等に関する規則(平成15年最高裁規則第21号)第1条第1項において、民事訴訟規則でファクシミリにより裁判所に提出できる申立て等については、最高裁判所の定める裁判所に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織を用いて行うことができるとされている。

### ◎電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立て等の方式等に関する規則 (平成15年最高裁規則第21号)

第1条 第一審の民事訴訟手続における申立てその他の申述(以下「申立て等」という。)のうち、当該申立て等に関する民事訴訟規則(平成八年最高裁判所規則第五号)の規定により書面等(書面, 書類, 文書, 謄本, 抄本, 正本, 副本, 複本その他文字, 図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。)によりすることとしているもの(当該申立て等に関する民事訴訟法(平成八年法律第九号)その他の法律の規定により書面等によりすることとしているものを除く。)であって、同規則第三条第一項の規定により当該書面等をファクシミリを利用して送信することにより裁判所に提出することができるものについては、同規則の規定にかかわらず、最高裁判所の細則で定めるところにより、電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と当該申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を用いて第一審の民事訴訟手続における申立て等を取り扱う裁判所として最高裁判所の定める裁判所に対しては、電子情報処理組織を用いる方法であることができる。

2 略

同規則を受けて施行細則が定められており、電子署名等に関する規定がされている。

- ・ 第1条第2項において、申立て等をする者は、当該申立て等に係る情報に電子署名を付し、電子証明書と併せて送信しなければならないこととされている。

◎電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立て等の方式等に関する規則施行細則(平成16年最高裁告示第1号)

第1条 電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立て等の方式等に関する規則(平成十五年最高裁判所規則第二十一号。以下「規則」という。)第一条第一項の規定により電子情報処理組織を用いて申立て等をする者は、当該申立て等をする者の使用に係る電子計算機から当該申立て等につき規定した民事訴訟手続に係る法令の規定において書面等に記載すべきこととされている事項を入力して当該申立て等をしなければならない。

2 前項の申立て等をする者は、当該申立て等に係る情報に、電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第二条第一項に規定するものをいう。以下この項及び次条において同じ。)を行い、当該電子署名に係る電子証明書(申立て等を行う者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項が当該申立て等を行う者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。以下この項及び次条において同じ。)であって、次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。

一～二 略

- ・ また、第2条において、氏名又は名称を明らかにする代替措置としても、電子署名及び電子証明書を求めている。

(氏名等を明らかにする措置)

第2条 規則第三条における自己の氏名又は名称を明らかにする措置とは、規則第一条第一項の規定により電子情報処理組織を用いる方法であることができる申立て等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る前条第二項各号に掲げるいずれかの電子証明書を当該申立て等に係る情報と併せて送信することをいう。

附則

(経過措置)

第2条 第一条に規定する方式により申立て等を行うことができるものは、当分の間、次に掲げるものとする。

- 一 期日の指定の申立て
- 二 期日の変更の申立て
- 三 調査の囑託の申出
- 四 証人尋問の申出(尋問事項書の提出を含む。)
- 五 当事者尋問の申立て(尋問事項書の提出を含む。)
- 六 鑑定申出(鑑定を求める事項を記載した書面の提出を含む。)
- 七 文書送付の囑託の申立て
- 八 検証の申出
- 九 証拠説明書の提出

## (2) 検討を行う際の考え方

検討に当たっては、費用対効果の観点や、セキュリティの観点、準司法手続であることから生じる特徴に留意するべきではないか。

### 1 費用対効果の観点

公害等調整委員会における年間の申請件数は20～30件程度であり、利用率も想定しにくいことから、オンライン申請とするなどシステム構築をすることは費用の面から現実的ではない。電子メールに書面を添付して送付することを基本に検討することとしたい。

この場合、オンラインによる手数料納付は行えないことから、手数料を納付しなければならない申請又は申立てに係る書面については対象外となる。

### 2 セキュリティの観点

なりすまし、改ざん、盗聴などのセキュリティ上の問題が発生することにより事務に支障が生じないように留意する必要がある。

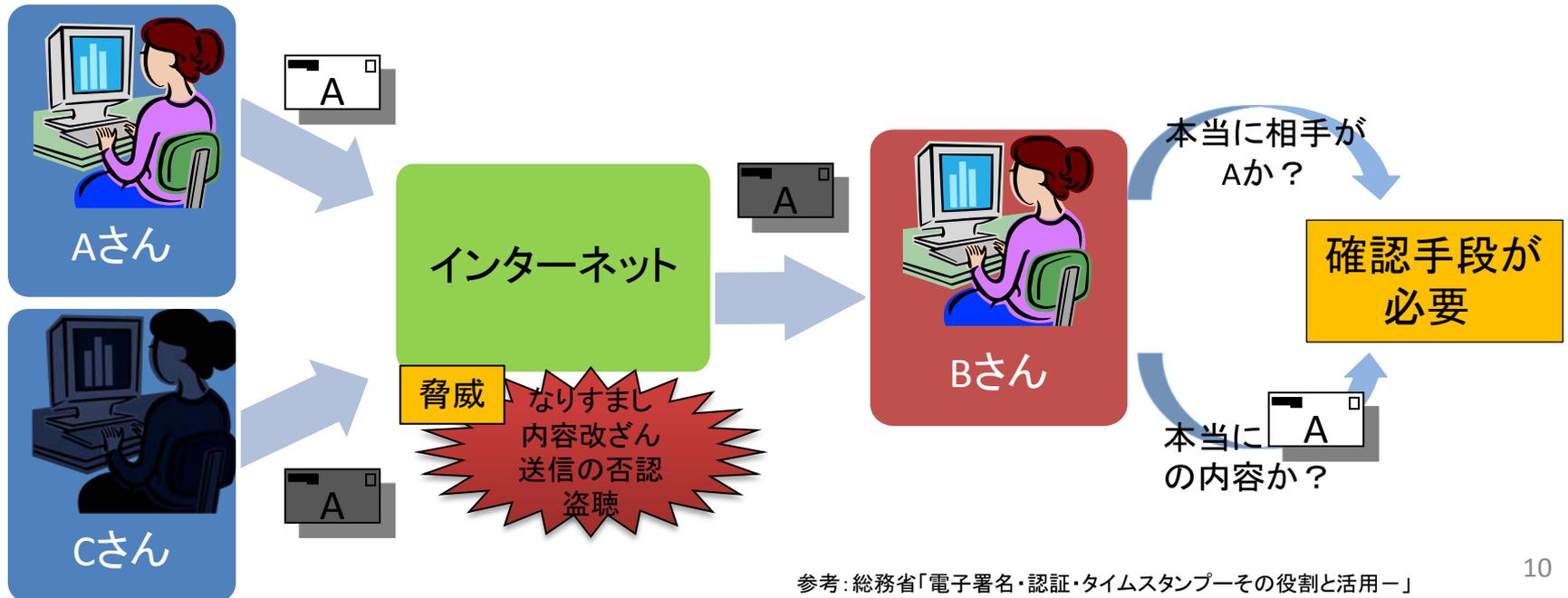
### 3 準司法手続であることから生じる特徴

民事訴訟に類似した手続であることから、押印、原本性などの課題について検討する必要がある。

### (3) セキュリティ確保の方法

セキュリティ確保のため留意すべき観点として、盗聴、情報の改ざん、なりすまし、送信の否認が考えられる。

- 1 盗聴: 電子データの内容が盗み見られること
- 2 改ざん: 電子データが途中で改ざんされること
- 3 なりすまし: 他人がなりすまして電子データを送信すること
- 4 送信否認: 送信者から電子データの送信後に送信していないと否認すること



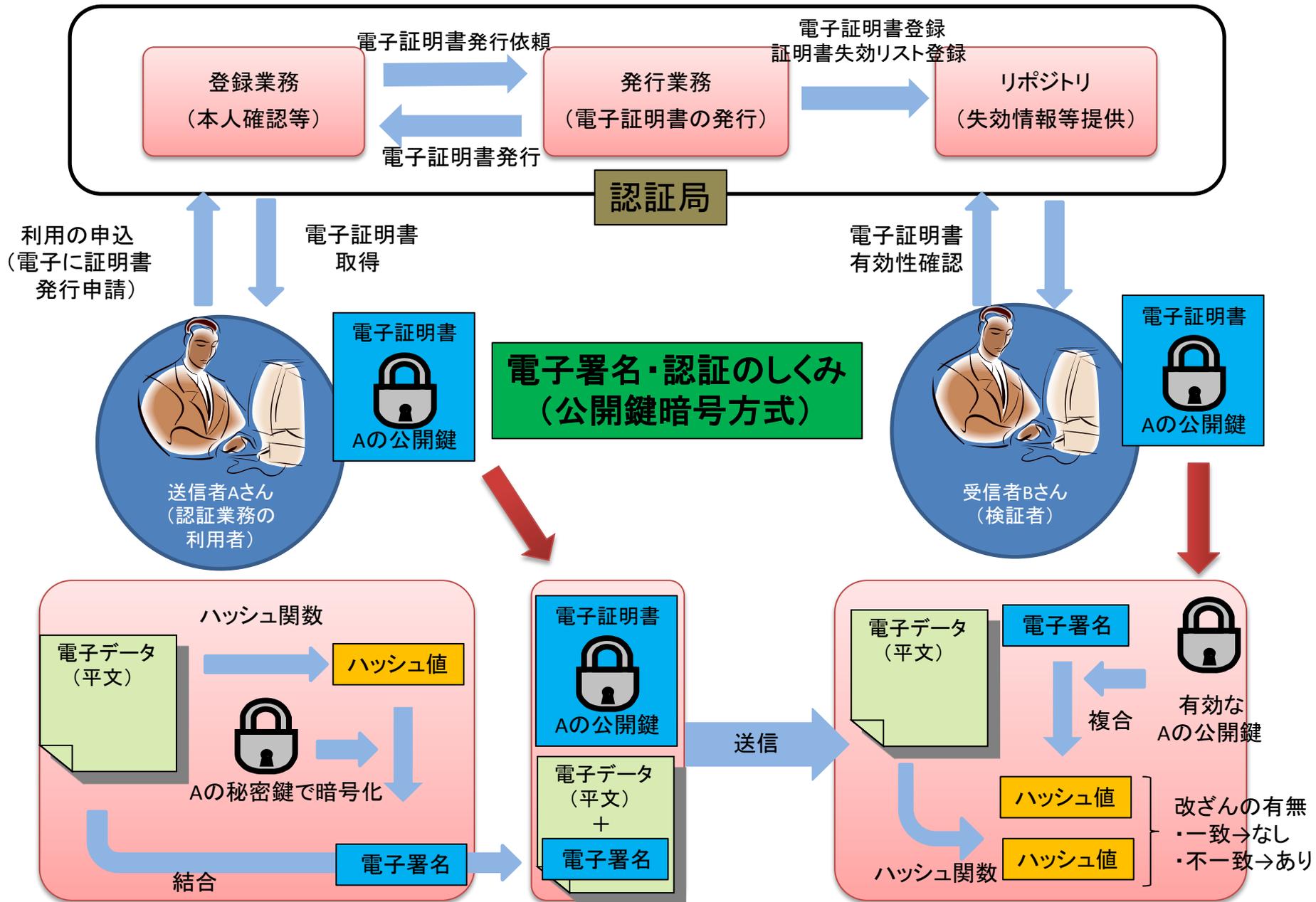
セキュリティ確保の方策として、電子署名及び電子証明書を用いる方法や、添付ファイルにパスワードを設定することが考えられる。

## 1 電子署名及び電子証明書(公開鍵暗号方式)

公的個人認証サービスを提供する都道府県その他の第三者機関(認証局)が発行する電子証明書を用いる方式。セキュリティ確保の観点からは最も厳格な方式と言え、暗号化により盗聴対策となるほか、電子署名により改ざん、なりすまし、送信否認対策となる。

(課題点)

- ・ 公的個人認証サービスについては、受け取ったファイルの電子証明書情報について検証を行う必要があるが、電子メールによる場合この検証を行うことができないため、利用できない。
- ・ 民間の認証局を用いた場合、相応の費用が発生することから、当事者の利用が進みにくいものと考えられる。



## 2 添付ファイルにパスワードを設定する方法

ファイルや圧縮フォルダにパスワードを付して送信する方法は盗聴対策として有効と考えられ、また、簡易に行うことができる。

(課題点)

- ・ 当事者が改ざんやなりすましがあつたと主張した場合や、当事者が送信を否認した場合に検証することができない。



○ 電子署名及び電子証明書を求める方法が望ましいものの、現状では利用される機会がほとんどないと考えられるため、対象となる書面を限定して、簡易な方法を試みることとしてはどうか。

## (4) 準司法手続であることから生じる特徴

民事訴訟に類似した手続であることから、押印、原本性などの課題について検討する必要がある。

### 1 手続上重大な書類

ファクシミリの場合と同様、手続の開始、続行、停止又は完結をさせる書面については、申立ての有無、申立てのされた時期、申立ての内容等について争いが生じた場合の対処を慎重に行う必要がある。

(参考) 申立てのされた時期について、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)では、「申請等は、同項の行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該行政機関等に到達したものとみなす」とされている。このため、一般的には、電子メールによる場合は行政機関のメールサーバーにメールが受信されてファイルに記録されたときになると想定される。

## 2 押印について

公害紛争の処理手続等に関する規則において押印が求められている書面は、申請書(34条)、宣誓書(48条)、証拠保全の申立書(49条)、裁定を求めた事項以外の事項について原因裁定を行う場合の利害関係人の参加申立書(60条)であるが、実務上はすべての書面に押印を求めている。

電子署名及び電子証明書を用いる場合は、電子署名及び認証業務に関する法律により押印と同じ効力を与えられるが、簡易な方法による場合にはこのような効力はない。このため、少なくとも法令上押印を求められる書面については対象外とするものと考えられる。

## 3 直送について

規則により準備書面は直送をしなければならず(38条の4)、また、証拠申出書(当事者又は参考人の尋問の申出、鑑定の申出、文書又は物件の提出命令の申出、立入検査の申出)は直送をしなければならない(45条)とされている。

また、証拠説明書は直送をすることができる(45条の2)とされている。

これらについては、両当事者が電子メールによる書面送付に同意した場合に、より効率的になるといえる。

## 4 原本性

電子ファイルについては、何を原本として取り扱うべきかが問題となる。電子署名及び電子証明書を用いる場合は、民事訴訟法と同様にファイルに記録された情報の内容を書面に出力したものを原本とするルールを定めることで対応できる。

簡易な方法による場合には、これに加えて改ざんやなりすまし、送信否認の可能性があることから、審問期日において書面に出力したものを交付し、内容に誤りがなにかその場で又は一定期間において、確認を求めるなどの対応が必要となると考えられる。



(提案)

- 電子署名及び電子証明書を求める方法が望ましいものの、当面は準備書面、証拠申出書、証拠説明書を対象として、ファイルにパスワードを設定する等の簡易な方法により電子メールで送ることを可能としてはどうか。
- 送信の否認等により事件の処理手続が遅れる可能性も排除できないため、まずは両当事者に代理人弁護士が付いている場合などを対象に、試行的に行うこととしてはどうか。